

住宅・建築物の耐震化の必要性・背景

「阪神・淡路大震災（平成7年1月）」では、地震により多くの尊い犠牲者と、住宅・建築物の倒壊等甚大な被害をもたらしました。また、大地震発生の可能性が低いといわれていた地方でも、「福岡県西方沖地震（平成17年3月）」、「能登半島地震（平成19年3月）」及び「新潟県中越沖地震平成（平成19年7月）」が発生するなど、日本はいつどこで大地震が発生してもおかしくない状況にあるといえます。

阪神・淡路大震災での、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでありました。この時に大きな被害を受けた住宅・建築物は、新耐震基準^{※1}に適合していない住宅・建築物でした。

このような経緯から、平成17年9月に国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震改修は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置付けられました。

※1 新耐震基準とは、昭和53年の宮城県沖地震後、それまでの耐震基準が抜本的に見直され、昭和56年6月1日に施行された現行の耐震基準を指します。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正・国の動向

阪神・淡路大震災後、建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が制定されましたが、その必要性にもかかわらず、危機意識の低さや費用・技術的な問題などによって、住宅・建築物の耐震化が思うように進んでいませんでした。

そこで、中央防災会議や地震防災推進会議の提言を踏まえ、平成18年1月26日に「改正建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「改正促進法」という。）施行されました。この改正により、以下のような国の基本方針が示され、各都道府県には耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、市町村には策定の努力義務が課せられました。

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（平成18年1月）」抜粋

- 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者には耐震診断・改修の努力義務がある。
- 所有者が耐震改修計画を申請し、認定された耐震改修工事については、耐震関係規定以外の不適合事項があっても適用しない特例を設ける。
- 国土交通大臣が基本方針を策定し、地方公共団体は耐震改修促進計画を策定することで計画的に耐震化を促進する。

計画策定の目的と期間・・県と市

改正促進法の施行を受けて、平成 19 年 3 月に「熊本県建築物耐震改修促進計画」(以下「県促進計画」という。)が策定されました。県では国の基本方針を踏まえ、住宅や多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化の目標として、耐震化率を平成 27 年度までに 90%にすることを示しています。市においても、地震による建築物の倒壊被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市域に存在する建築物について耐震化の状況を把握し、これらの耐震診断及び耐震改修の促進を図ることを目的として、地震に対する安全性の啓発普及、及び措置等の事項を定め、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 カ年を計画期間とした、「荒尾市耐震改修促進計画」(以下「市促進計画」という。)を策定しました。

市促進計画は、国の基本方針及び、「熊本県建築物耐震改修促進計画(平成 19 年 3 月)」(以下「県促進計画」という。)を勘案し、市全域の建築物における耐震診断・耐震改修の促進に関する施策の方向性を示すマスタープランとして位置づけを行うものです。併せて、「荒尾市地域防災計画」(以下「市防災計画」という。)における震災対策に係る基本的な方針との整合を図り定めるものです。

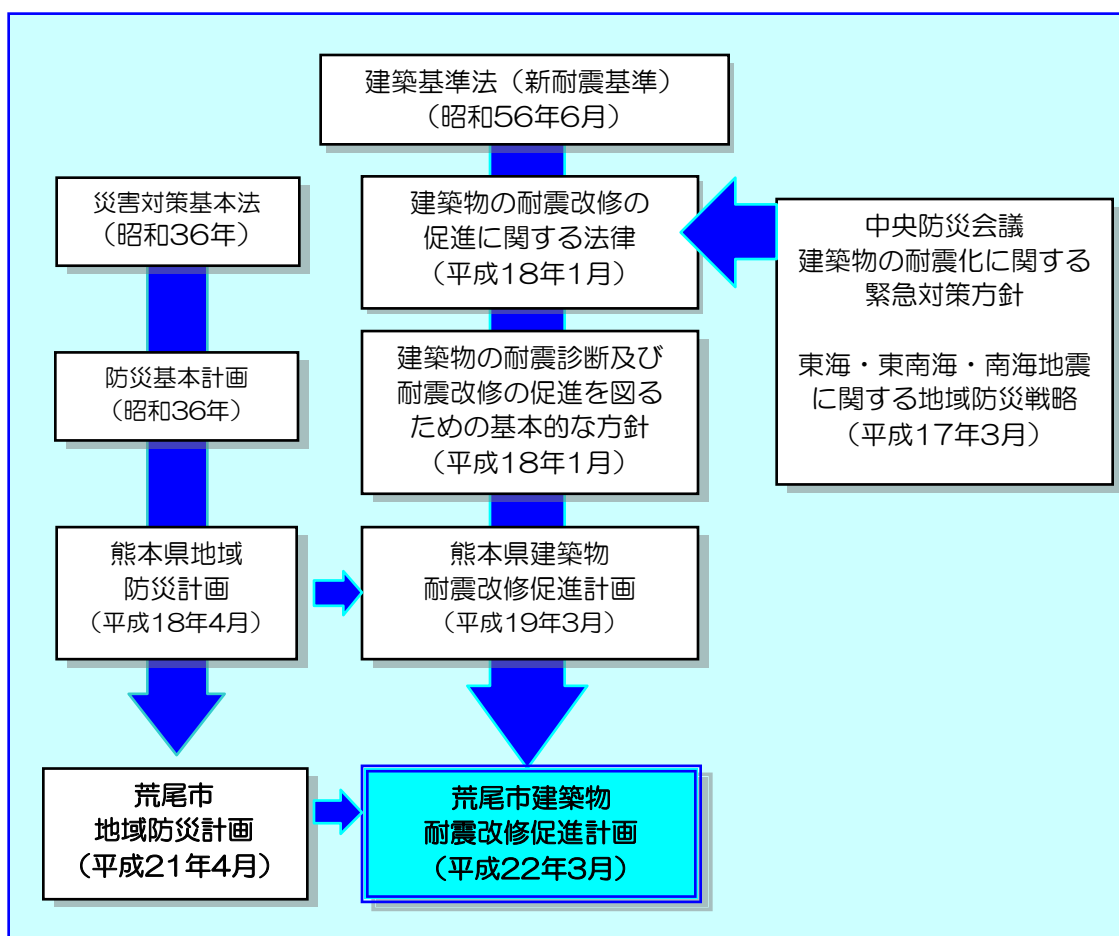


図-1 市促進計画の位置づけ